

No.165  
2019  
2/22



# はちおうじ

JR東労組  
八王子地本  
八王子地本  
ホームページ  
「東労組八王子」で検索



## 乗務員勤務制度見直し及び賃金制度の改正に関する申し入れ 第1回交渉 2月18日開催!

### 1. 鉄道業における各系統の業務と特性と、乗務労働の特殊性を堅持すること。

組合：乗務労働の特殊性について、乗務員勤務制度上どう認識しているのか？

会社：列車ダイヤに拘束され、やむを得ない。そこだけで何か特性なのかと言えばそうでない。

組合：我々は乗務労働には特殊性があると考えている。「移動する列車に拘束する～」と乗務員勤務制度にも記載がある。

会社：安全に目的地まで運ぶことは非常に重い仕事である。

組合：特殊性について認識は労使で合うのか？

会社：特殊な会社であり、この仕事を乗務員にお願いしている。

組合：乗務員勤務制度にもあるように制度を逸脱しないように願います。

会社：その通りです。

**(認識一致)  
各系統に特殊性がある!**

### 2. 各系統の業務の専門性を高め、安全・サービス品質の維持向上、技術継承・技能伝承が出来る制度とすること。

組合：指導員が乗務するというところで、訓練を効率化していくとあるが、どういうことか？

会社：指導の生産性を上げていく。三現主義は重要であり付加してシミュレーターを使い指導の質が上がると考えている。

組合：安全レベル向上のために現車訓練は充分行われているのか？また指導員の声を聞くとはどういうことか？

会社：現場の意見は指導G・運用Gからしっかり聞いていく。

組合：育介Aなどその他の時間の定義はどうなのか？

会社：本線乗務員は7時間10分になるよう、会社が指示した業務についてもらうことになる。

組合：育介A以外の乗務員が育介行路を乗務した場合は、以後乗務待機とするべきである。複数の行路を指定するのか？

会社：行路の指定は一つである。また待機と指示をすれば待機となる。

### 3. 乗務員勤務制度の趣旨に則り、乗務以外の時間の定義を明確にし、乗務労働にリスクを与える業務は行わせないこと。

組合：乗務以外の時間は、認識の一致は出来るのか？

会社：折返し、整理時間、行先地でのノーペイの時間や「次の乗務に備える時間」と考えている。

組合：乗務の合間「次の乗務に備える時間」でマイプロをやっている社員がいるがいいのか？

会社：支障をきたさなければいいのでは、しかし本人で勝手にやってはいけないと認識している。マイプロは労働である。

乗務以外の時間での委員会活動などは基本的な考え方は指導していく。

**認識の一致を確認**

### 4. 業務の「多様化」は鉄道輸送の安全確保とリスク管理の観点から、乗務労働と他業種の混同は行わないこと(1) 支社企画部門社員については、企画業務に専念し、乗務させないこと。

組合：支社企画社員が乗務し安全性が向上するという根拠は？

会社：3/16以降支社に異動したあと、ハンドル感覚など掴み、そういう面でも安全レベルは向上する。

組合：支社の業務量は縮減に努力すると言われていたが具体的に減ったのか？

会社：その人の負担にならないようG全体でカバーし更に業務の平準化を行っていく。

組合：人間はミスする動物であり、雑念を取るための切換は簡単には出来ない。

次回は、2月25日10:00から

**支社の業務を行い乗務もすることは非常に危険！到底認められない！**